

伊 勢 市 公 報

第 118 号
平成 22 年 10 月 5 日
火 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市立認定こども園条例施行規則	2
○ 伊勢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則	15
○ 伊勢市福祉健康センター条例施行規則の一部を改正する規則	17
○ 伊勢市ハートプラザみその条例施行規則の一部を改正する規則	21
告 示	
○ 道路の区域変更について	23
教育委員会告示	
○ 伊勢市指定文化財の指定について	24
上下水道告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	25
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店指定について	26
公 告	
○ 犬の抑留について	27
○ 都市公園の供用開始について	28

伊勢市立認定こども園条例施行規則をここに公布する。

平成 22 年 9 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 32 号

伊勢市立認定こども園条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市立認定こども園条例(平成 22 年伊勢市条例第 24 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によるほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 長時間部 条例第 4 条第 1 号に規定する者が在籍する部
- (2) 短時間部 条例第 4 条第 2 号に規定する者が在籍する部

(職員)

第 3 条 認定こども園に次の職員を置く。

- (1) 園長
- (2) 保育士及び幼稚園教諭
- (3) 調理士
- (4) 嘱託医、嘱託歯科医及び嘱託薬剤師

2 前項に定める職員のほか、必要があるときは、保健師、看護師その他の職員を置くことができる。

(保育時間)

第 4 条 保育時間は、次の各号に掲げる入園区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 長時間部 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- (2) 短時間部 午前 9 時から午後 2 時まで

(休園日)

第 5 条 認定こども園の休園日は、次の各号に掲げる入園区分に応じ、当

該各号に定める日とする。

(1) 長時間部

- ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日
- イ 12月29日から翌年1月3日までの日

(2) 短時間部

- ア 日曜日及び土曜日並びに祝日法に規定する休日
- イ 学年始休業日 4月1日から4月6日まで
- ウ 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- エ 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで
- オ 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、臨時に開園し、又は休園することができる。

(入園の申込み等)

第6条 条例第5条の規定による入園の申込みは、伊勢市立認定こども園入園申込書(様式第1号。以下「入園申込書」という。)により行うものとする。長時間部と短時間部の入園区分の変更を希望する場合も同様とする。

2 長時間部への入園の申込みについては、前項の入園申込書のほか、条例第4条第1号の規定に該当することを証する書類、保育料の額の決定のために必要な事項に関する書類その他市長が必要と認める書類を添えなければならない。

(入園の承諾又は不承諾)

第7条 市長は、前条に規定する入園申込書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、及び家庭の状況を調査し、入園の可否を決定しなければならない。

2 市長は、入園を承諾することを決定したときは、その保護者に対し、入園を承諾する旨を伊勢市立認定こども園入園承諾通知書(様式第2号)により通知するものとする。この場合において、長時間部への入園を承諾することとしたときは、その保護者に対し、保育料を決定する旨を保育料決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 市長は、入園を承諾しないことを決定したときは、その保護者に対し、理由を付して、入園を認めない旨を伊勢市立認定こども園入園不承諾通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(退園の届出)

第8条 条例第7条の規定による退園の届出は、退園届(様式第5号)により行うものとする。

(入園承諾の解除等)

第9条 市長は、条例第8条の規定により、入園の承諾を解除した場合は、その保護者に対し、理由を付して、入園の承諾の解除の旨を伊勢市立認定こども園入園承諾解除通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(保育料の納付等)

第10条 条例第9条による保育料の納付は、口座振替又は納付書により、前月末までに、翌月分を納付しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、別に納期を定めることができる。

2 月の途中に入園し、又は退園した場合における当該月の保育料の額は、日割計算によって算定した額とする。

(給食)

第11条 認定こども園においては、在園児童に対し、給食を実施する。

2 短時間部における在園児童の給食費(主食費を除く。)は、月額3,100円とする。

(園長の職務)

第 12 条 園長は、常に在園児童の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

2 園長は、在園児童の使用する設備、食器等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

3 園長は、災害の発生のおそれのある箇所及び警報、避難、消火その他の防火に関する設備を常に点検するとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

4 園長は、少なくとも毎月 1 回、前項の訓練のうち避難及び消火についての訓練を行わなければならない。

(事業評価等)

第 13 条 認定こども園は、教育及び保育の質の向上を図り、当該認定こども園の目的を実現するため、保護者等の意見を聞くよう努めるとともに、当該認定こども園における教育及び保育活動その他の施設運営の状況について、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果を公表するものとする。

(苦情の解決)

第 14 条 市長は、在園児童の処遇に関する保護者等からの苦情を適切に解決するため、認定こども園に苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 苦情解決責任者は、園長とする。

3 園長は、職員の中から苦情受付担当者を指名する。

4 園長は、苦情を受け付けるための窓口その他の苦情解決の仕組みについて、適当な方法により保護者等に周知させるよう努めるものとする。

5 園長は、受け付けた苦情、その改善状況その他必要な事項を市長に報

告しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、苦情の解決に関し必要な事項は、別に定める。

(登園及び降園)

第 15 条 在園児童の登園及び降園は、保護者又はその委任を受けた者で市長が適当と認めた者が行わなければならない。

(準用)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、認定こども園の長時間部の管理運営に関し必要な事項については、伊勢市保育所条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 61 号）を、認定こども園の短時間部の管理運営に関し必要な事項については、伊勢市立幼稚園規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 17 号）の規定を準用する。

(補則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 第 6 条、第 7 条及び第 10 条に規定する入園の申込みその他必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

(表面)

様式第1号(第6条関係)

伊勢市立認定こども園入園申込書

年 月 日

(あて先) 伊勢市長

申込者(保護者)

住 所

氏 名

印

電 話 ()

伊勢市立こども園への入園につき、次のとおり申し込みます。

入 園 す る 子 ど も	ふりがな 氏 名	生年月日	年齢 (4月1日現在)	性別	備考	
	-----		歳	男・女		
希望する施設名						
入園を希望する 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					
入園区分 (希望する区分 に○をしてく ださい。)	1 短時間部 (申込み年度の4月1日現在における4、5歳児のみ)					
	2 長時間部 (保育の実施を必要とする具体的な理由 [該当箇所]に○をしてください。) ア 保護者が家庭外で働くため保育ができない。 イ 保護者が家庭内で家事以外の仕事をするため保育ができない。 ウ 保護者が妊娠中・出産後、又は疾病、障害があり保育ができない。 エ 死亡、行方不明など親がいないので保育できない。 オ 保護者が同居の病人をいつも看護しているため保育ができない。 カ 災害にあい、その復旧にあたっているため保育ができない。 キ その他(理由) (入園不可の場合の希望 [該当箇所]に○をしてください) ア 短時間部を希望する (申込み年度の4月1日現在における4、5歳児の み) イ 長時間部に入園可能となるまで待機する。 ウ 他の保育所を希望 (希望保育所名: 保育所(園)) エ その他 ()					
同居の 家族の 状況	ふりがな 氏 名	続柄	生年月日	性別	職業	備考
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
生活保護受給の有無		無 有 (年 月 日保護開始)				

※市記載欄	入園申込みの承諾	保育の実施の要否	保育の実施期間		入園理由記号
		要・否 (理由)	自 年 月 日～至 年 月 日		
		年 月 日承諾	備考		

(裏面)

世帯階層区分の認定経過

課税の状況	前年度住民税	均等割	円	円	円	円
		所得割	円 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日
		前年分所得税額	円 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日
生活保護法適用の有無			有・無 年 月 日	有・無 年 月 日	有・無 年 月 日	有・無 年 月 日
世帯階層区分の認定						
保育料			円	円	円	円

保育の実施の経過

その後の経過	
--------	--

様

第 号
年 月 日

伊勢市長 印

伊勢市立認定こども園入園承諾通知書

申込みのあった施設への入園について、次のとおり承諾します。

入園する子どもの 氏名及び生年月日	年 月 日生
入園する施設の 名称及び所在地	
入 園 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	1 入園申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。 2 入園期間中であっても、認定こども園に入園できる基準に該当しなくなった場合には入園の承諾を解除します。

第 号
年 月 日

様

<p>保育料決定通知書</p> <p style="text-align: right;">伊勢市長 印</p> <p>保育料は、次のとおり決定しましたので通知します。</p>	
<p>入園している 子どもの氏名 及び生年月日</p>	<p>年 月 日生 (歳児)</p>
<p>施 設 名</p>	
<p>保育料納入年度</p>	<p>年度</p>
<p>保 育 料 の 月 額</p>	<p>保育料 円 (階層) (月分～) (ただし、入園月のみ 円)</p>
<p>備考 この保育料は、 年分所得税及び 年度市民税によって決定されたものです。 保育料が変更される場合は、改めて通知します。</p> <p>※ なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。</p> <p>また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。</p>	

伊勢市立認定こども園入園不承諾通知書

第 年 月 日
号

様

伊勢市長 印

申込みのあった施設への入園については、次の理由により入園できませんので通知します。

(理由)

なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

年 月 日

(あて先) 伊勢市長

(保護者)

住 所
氏 名

㊟

退 園 届

下記の理由により、退園します。

記

施 設 名	
退園を希望する児童の氏名及び生年月日	年 月 日生 (歳)
退 園 の 理 由	
退 園 年 月 日	年 月 日
転出・転居の場合の入園承諾解除通知書送付先	

第 号
年 月 日

様

伊勢市長
伊勢市立認定こども園入園承諾解除通知書

回

次の在園児童について、入園の承諾を解除することにしたので通知します。

入園の承諾を解除する在園児童の氏名及び生年月日	年 月 日生
施設名	
入園の承諾の解除の年月日	
入園の承諾の解除の理由	
<p>注) なお、本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをすることができます。</p> <p>また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から 1 年を経過したときは、提起することができません。</p>	

伊勢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 9 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第33号

伊勢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市立保育所条例施行規則（平成17年伊勢市規則第61号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市保育所条例施行規則

第1条中「伊勢市立保育所条例」を「伊勢市保育所条例」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（社会福祉法人等への準用）

第14条 第4条から第10条まで及び前条の規定は、社会福祉法人及びその他の者が設置する保育所について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成22年7月15日から適用する。

伊勢市福祉健康センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

平成 22 年 9 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 34 号

伊勢市福祉健康センター条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉健康センター条例施行規則（平成 18 年伊勢市規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第 1 項中「使用の」を「利用の」に、「使用許可」を「利用許可」に、「市長又は指定管理者(以下「市長等」という。)」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「使用日」を「利用日」に、「市長等」を「指定管理者」に改める。

第 6 条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第 1 項中「市長等」を「指定管理者」に、「使用許可」を「利用許可」に、「使用目的」を「利用目的」に改め、同条第 2 項中「使用許可」を「利用許可」に、「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改める。

第 7 条の見出し中「利用料」を「利用料金」に改め、同条中「第 17 条第 1 項」を「第 15 条第 1 項第 3 号」に、「利用料」を「利用料金」に改める。

第 8 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用許可」を「利用許可」に、「使用料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第 9 条の見出し中「使用料」を「利用料」に改め、同条中「使用料」を「利用料」に、「のとおり」を「に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも同様」に改める。

第 10 条の見出し中「使用」を「利用」に改め、「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用許可」を「利用許可」に、「市長等」を「指定管理者」に改める。

第 11 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「第 16 条」を「第 17 条」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同

条第1号中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第2号中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に、「市長等」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第3号中「使用者」を「利用者」に、「使用の」を「利用の」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第4号中「市長等」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「使用者」を「利用者」に、「利用者」を「利用対象者」に改める。

第13条中「利用者」を「利用対象者」に改める。

第14条中「使用者又は利用者」を「利用者又は利用対象者」に改める。

第15条中「使用者」を「利用対象者」に、「利用又は使用中」を「利用中」に改める。

第16条中第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 指定管理者は、前項の窓口の設置に関し、苦情解決責任者及び苦情受付担当者の設置、利用者等への周知その他の必要な措置を講ずることにより、苦情の適切な解決に努めなければならない。
- 3 指定管理者は、受け付けた苦情、その改善状況その他必要な事項を市長及び伊勢市福祉健康センター処務規則(平成17年伊勢市規則第55号)第5条に規定する伊勢市福祉健康センター運営委員会に報告するものとする。

第16条中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とする。

別表第1及び別表第2中「使用料」を「利用料」に改める。

様式第3号中「使用許可」を「利用許可」に、「伊勢市長・指定管理者」を「指定管理者」に、「使用責任者」を「利用責任者」に、「使用に」を「利用に」に、「使用条件」を「利用条件」に、「使用日時」を「利用日時」に、

「使用目的」を「利用目的」に、「使用する室」を「利用する室」に、「使用予定人員」を「利用予定人員」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

様式第4号中「使用許可書」を「利用許可書」に、「伊勢市長・指定管理者」を「指定管理者」に、「福祉健康センターの使用」を「福祉健康センターの利用」に、「使用日時」を「利用日時」に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用する室」を「利用する室」に、「使用予定人員」を「利用予定人員」に、「使用料」を「利用料金」に、「使用時間」を「利用時間」に、「使用上の注意」を「利用上の注意」に、「使用中」を「利用中」に、「使用後」を「利用後」に改める。

様式第6号中「使用責任者」を「利用責任者」に、「使用許可」を「利用許可」に、「使用目的」を「利用目的」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

伊勢市ハートプラザみその条例施行規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

平成 22 年 9 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 35 号

伊勢市ハートプラザみその条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市ハートプラザみその条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 57 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を削る。

第 3 条中「条例第 7 条」を「条例第 10 条」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 2 条とする。

第 4 条第 1 項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条中「条例第 10 条」を「条例第 13 条」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条を第 5 条とする。

第 7 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条を第 7 条とし、第 9 条から第 12 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別表中「第 6 条関係」を「第 5 条関係」に改める。

様式第 1 号中「第 3 条関係」を「第 2 条関係」に、「伊勢市長」を「指定管理者」に、「第 3 条」を「第 2 条」に改める。

様式第 2 号中「第 4 条関係」を「第 3 条関係」に、「伊勢市長」を「指定管理者」に、「第 4 条」を「第 3 条」に改める。

様式第 3 号中「第 9 条関係」を「第 8 条関係」に改める。

様式第 4 号中「第 10 条関係」を「第 9 条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 73 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 22 年 9 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の 種 類	路 線 名	区 間	新旧 の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	小 川 植 山 線	西豊浜町字浜田 3038 番 1 地先から 西豊浜町字浜田 3041 番 2 地先まで	旧	1.8～9.3	72.0
			新	4.0～9.8	72.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市教育委員会告示第 10 号

伊勢市文化財保護条例に基づき、次のとおり伊勢市指定文化財に指定します。

平成 22 年 9 月 22 日

伊勢市教育委員会
委員長 岡本 國孝

記

種 別	名 称	時 代	員数	所 在 地	所有者 (管理者)
有形文化財 (彫刻)	<small>もくぞうふどうみょうおう</small> 木造 不動明王 <small>りゅうぞう</small> 立像	鎌倉時代	1 軀	伊勢市浦口 3 丁目 1 番 29 号	宗教法人 法住院
有形文化財 (彫刻)	<small>もくぞう やくし によらい</small> 木造 薬師 如来 <small>りゅうぞう</small> 立像	平安時代 後期	1 軀	伊勢市中村町 893	中村町 共有財産 自治会
有形文化財 (歴史資料)	<small>すぎきふさいさく</small> 杉木普斎作 <small>ちやしやく</small> 茶杓 <small>ともづつ</small> 附 共筒 2 個 <small>ともばこ</small> 共箱 1 個	江戸時代	4 本	伊勢市一志町 7 - 6	加藤雅也

伊勢市上下水道事業告示第 32 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 22 年 9 月 17 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 22 年 9 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 22 年 10 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
小俣町明野、一之木 3 丁目、一之木 5 丁目、宮後 3 丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 33 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 22 年 9 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
342	有限会社田岡建設	伊勢市小俣町宮前 205 番地 6	平成 22 年 9 月 17 日
343	株式会社村田組	多気郡明和町斎宮 2773 番地 3	平成 22 年 9 月 17 日
344	西村配管株式会社	志摩市阿児町神明 1499 番地 9	平成 22 年 9 月 17 日

伊勢市公告第 55 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 22 年 9 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市桜木町	テリア	黒	雄	中	91 日 以上	後脚負傷
2	伊勢市朝熊町	雑種	黒白	雌	中	91 日 以上	背：黒 腹部：白 黒い首輪と鎖付

2 抑留した日 平成 22 年 9 月 16 日

3 抑留期限 平成 22 年 9 月 27 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 56 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 22 年 9 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (㎡)
伊勢前山東公園	伊勢市前山町字峰 1351 番 24	505

供用開始の期日 平成 22 年 9 月 24 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間